

第2号議案

件名	会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について
提案理由等	会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例が改正され、会計年度任用学校職員への勤勉手当支給が可能となったことに伴い、所要の改正をするものである。

会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について

教育委員会事務局教育政策課

1 改正の趣旨

会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例が改正され、会計年度任用学校職員への勤勉手当支給が可能となったことに伴い、所要の改正をするものである。

2 改正の概要

会計年度任用学校職員への勤勉手当支給に当たり、支給範囲、額の算定等について規定する。

- ・支給範囲：任期が6月以上であり、1週間当たりの通常の勤務時間が30時間以上である職員で、報酬が月額により定められているもの
- ・勤勉手当の額：学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額

3 施行期日

令和6(2024)年4月1日

○会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年1月 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年栃木県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（期末手当及び勤勉手当を支給しない第1号職員）</u></p> <p>第9条 略</p> <p><u>（第1号職員の期末手当及び勤勉手当の額）</u></p> <p>第10条 第1号職員の期末手当及び勤勉手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、第1号職員の期末手当及び勤勉手当に係る在職期間（給与条例第20条第2項に規定する在職期間をいう。第24条において同じ。）は、条例の適用を受ける第1号職員として在職した期間（教育委員会が定める期間に限る。）とするものとする。</p> <p><u>（期末手当及び勤勉手当を支給しない第2号職員）</u></p> <p>第23条 略</p> <p><u>（第2号職員の期末手当及び勤勉手当の額）</u></p> <p>第24条 第2号職員の期末手当及び勤勉手当の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、第2号職員の期末手当及び勤勉手当に係る在職期間は、条例の適用を受ける第2号職員として在職した期間（教育委員会が定める期間に限る。）とするものとする。</p> <p>（支給方法）</p> <p>第27条 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償の支給方法は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の給料及び旅費支給の例による。ただし、会計年度任用学校職員の給与（<u>期末手当及び勤勉手当を除く。</u>）及び通勤のための旅行に要する費用弁償の支給日は、その月の翌月の15日（その日が職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年栃木県人事委員会規則第14号）第1条の2各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に定める日）とするものとする。</p>	<p><u>（期末手当を支給しない第1号職員）</u></p> <p>第9条 略</p> <p><u>（第1号職員の期末手当の額）</u></p> <p>第10条 第1号職員の期末手当_____の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、第1号職員の期末手当_____に係る在職期間（給与条例第20条第2項に規定する在職期間をいう。第24条において同じ。）は、条例の適用を受ける第1号職員として在職した期間（教育委員会が定める期間に限る。）とするものとする。</p> <p><u>（期末手当を支給しない第2号職員）</u></p> <p>第23条 略</p> <p><u>（第2号職員の期末手当の額）</u></p> <p>第24条 第2号職員の期末手当_____の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、第2号職員の期末手当_____に係る在職期間は、条例の適用を受ける第2号職員として在職した期間（教育委員会が定める期間に限る。）とするものとする。</p> <p>（支給方法）</p> <p>第27条 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償の支給方法は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の給料及び旅費支給の例による。ただし、会計年度任用学校職員の給与（<u>期末手当_____を除く。</u>）及び通勤のための旅行に要する費用弁償の支給日は、その月の翌月の15日（その日が職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年栃木県人事委員会規則第14号）第1条の2各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に定める日）とするものとする。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(教育政策課)
